

答申第 190 号

平成 16 年 9 月 6 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 8 月 6 日付けで諮問された県立高等学校教員に関する昇格推薦調書非公開の件（諮問第 264 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成 13 年度に作成された特定の県立高等学校教員に関する昇格推薦調書を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 13 年度に作成された特定の県立高等学校教員（以下「本件教員」という。）に関する昇格推薦調書（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 15 年 6 月 23 日付けで非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、及び教育委員会が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であって、公開することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号に該当するとして非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

#### ア 条例第 5 条第 1 号該当の点について

(ア) 本件行政文書は、近隣都県の教育委員会が実施している公募や選考試験に相当する極めて公的性格が強いものであり、管理職選考の公正性、公平性等の保持、確認のためにも、学歴、年齢等純然たる個人情報を除いて公開すべきである。

(イ) 本件行政文書は、公務員による公務として作成されたものであり、推薦者も被推薦者もともに公務員としての立場で選考し、又推薦されたものである以上、公開すべきである。

(ウ) 本件行政文書により、本件教員が現実に校長に昇格した以上、公開しても当該個人の権利利益を害するおそれはなく、むしろ誇りに思うべきものである。

(エ) 教頭から校長への昇格人事の結果は、毎年度末の新聞各紙に記事として掲載されており、本件行政文書に記載された情報は、事実上慣行として公にされてしまった情報又は公にされつつある情報である。

(オ) 人事管理上の情報であっても、基本的に本件のような情報は公開すべきである。これを理由にすべての情報が非公開になると、管理職選考の実態が全くわからなくなってしまう。

#### イ 条例第5条第4号該当の点について

(ア) 教育委員会は、不公正、不適切、理不尽、恣意的な選考はしておらず、公正、明朗、客観的選考をしていることを証明するためにも、本件行政文書を公開すべきである。

(イ) 人事異動の結果を公表している以上、その結果に至る過程も公開すべきである。公正かつ円滑な人事の確保には、本件行政文書の公開が必要であり、公開することにより、反復継続される人事異動に係る事務の適正な遂行に貢献する。

### 3 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、県立高等学校長が、教育委員会に対し、次年度の新たな県立高等学校長にふさわしいと考える者を、校長候補者として推薦するために作成したものであり、推薦者の氏名及び学校名、校長候補者の氏名、年齢及び教科並びに推薦者が校長候補者を推薦する理由等が記載されている。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

ア 本件行政文書には、校長候補者の氏名、年齢等が記載されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。また、校長候補者に対する推薦者の評価及び推薦

理由は、個人の人格、能力に密接に結びつくものであり、公開することにより、校長候補者個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 人事異動の結果が新聞に掲載されていることをもって、直ちに本件行政文書に記載された個人の評価等に関する情報が公開すべきものになるわけではない。本件行政文書は、県民に公表することを目的として作成したものではなく、また、その記載内容も慣行として公にされている情報とはいえないので、条例第5条第1号ただし書イには該当しない。

ウ 本件行政文書に記載された情報は、実施機関が人事管理上保有する職員等の身分取扱いに関する情報であるため、公務員の職務遂行の内容に係る情報には該当せず、条例第5条第1号ただし書ウには該当しない。

エ 推薦書の枚数、つまり推薦者の人数自体が、校長候補者に対する評価を示す情報に該当する。また、本件行政文書について、部分公開を行うと、推薦書の形式上、校長候補者の勤務する学校長の推薦の有無が判明し、当該校長の校長候補者に対する評価が明らかになることから、全部非公開とすべきである。

### (3) 条例第5条第4号該当性について

ア 本件行政文書に記載された推薦理由には、校長候補者に対する推薦者の評価や意見が示されており、公開が前提となると、推薦者は率直な評価や意見を記すことが困難になる。

イ 本件行政文書を公開すると、推薦者の人数及び校長候補者の勤務する学校長の推薦の有無と、昇格の要否や配属先等との関係について、不当かつ不要な予見を与えることになりかねず、今後、反復継続される人事異動に係る事務の適正な遂行に大いに支障を及ぼすこととなり、条例第5条第4号エに定める「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じるので、条例第5条第4号に該当する。

## 4 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会

審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

( 2 ) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

( ア ) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

( イ ) 本件行政文書には、推薦者の氏名及び学校名、校長候補者の氏名、年齢及び教科並びに推薦者が校長候補者を推薦する理由等が記載されていることが認められるが、本諮問案件においては、本件教員を指定して公開請求がなされているため、本件行政文書については、その全体が特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められる。したがって、本件行政文書は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

( ア ) 第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

( イ ) 本件行政文書は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認め

られないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

不服申立人は、昇格人事の結果は、毎年度末の新聞各紙に記事として掲載されており、本件行政文書に記載された情報は、慣行として公にされてしまった情報又は公にされつつある情報である旨主張する。

しかしながら、本件行政文書の記載内容は、本件教員の職務上の評価等に関する情報であって、公表されている人事異動の結果とは性格が異なる情報であり、本件行政文書の記載内容が慣行として公にされている事実は認められないので、本件行政文書は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

本件行政文書は、本件教員の人柄、職務遂行上の能力、実績等を第三者が評価した結果を当該第三者が記載したものであり、実施機関が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報である。したがって、本件行政文書は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書は、前記(2)ア(イ)で述べたとおり、その全体が特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められ、また、前記(2)イで述べたとおり、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しないと認められることにより、本件行政文書の全体が同号本文に該当すると判断するので、条例第5条第4号該当性を判断する必要はないと解される。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 8 月 6 日	諮問
8 月 19 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 19 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 22 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
9 月 30 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 4 月 26 日 (第 33 回部会)	審議
5 月 27 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
6 月 16 日 (第 35 回部会)	審議
7 月 7 日 (第 36 回部会)	審議
8 月 11 日 (第 37 回部会)	審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年9月6日現在)(五十音順)